

庄内町告示第 5 1 号

令和7年度阿部亀治翁顕彰会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度阿部亀治翁顕彰会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水稻品種の亀ノ尾を創選した阿部亀治翁の功績を顕彰し、後世に伝え、本町の農業振興や地域づくりにつなげるため、阿部亀治翁顕彰祭を実施する阿部亀治翁顕彰会に対し予算の範囲内で、令和7年度阿部亀治翁顕彰会補助金（次条及び第3条において「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、阿部亀治翁顕彰会が実施する阿部亀治翁顕彰祭に直接要する次に掲げる費用とする。

- (1) 車両等借上料
- (2) その他町長が適当と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1万2,000円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	